

○内閣府令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
第十八条の二十七 [略]		第十八条の二十七 [同上]	
〔②〕⑥ 略		〔②〕⑥ 同上	
〔⑦〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の二十八 [略]		第十八条の二十八 [同上]	
〔②〕④ 略		〔②〕④ 同上	
〔⑤〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の二十九 [略]		第十八条の二十九 [同上]	
〔②〕⑤ 略		〔②〕⑤ 同上	
〔⑥〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の二十九の二 [略]		第十八条の二十九の二 [同上]	
〔②〕④ 略		〔②〕④ 同上	
〔⑤〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の三十 [略]		第十八条の三十 [同上]	
〔②〕④ 略		〔②〕④ 同上	
〔⑤〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の三十四の四 [略]		第十八条の三十四の四 [同上]	
〔②〕 前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第十八条の三十五 [略]		第十八条の三十五 [同上]	
〔②〕④ 略		〔②〕④ 同上	
〔⑤〕 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。		〔項を加える。〕	
第二十五条の二十一 [略]		第二十五条の二十一 [同上]	
〔②〕④ 略		〔②〕④ 同上	
〔⑤〕 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	
第二十五条の二十一の三 [略]		第二十五条の二十一の三 [同上]	
〔②〕 前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。		〔項を加える。〕	

内閣総理大臣 石 破 茂

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔② 略〕

〔③〕 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

第二十五条の二十六の六 〔略〕

〔②〕⑤ 略

〔⑥〕 第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。

第二十五条の二十六の七 〔略〕

〔②・③ 略〕

〔④〕 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

第三十六条の三十の三 次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

〔②〕 報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。
第三十六条の三十の四 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一 情報公表対象支援（法第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき 別表第二に掲げる事項に関するもの

二 法第三十三条の十八第一項の内閣府令で定めるとき 別表第二及び別表第三に掲げる事項に関するもの

三 毎事業年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ その他必要な事項

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔② 同上〕

〔項を加える。〕

第二十五条の二十六の六 〔同上〕

〔②〕⑤ 同上

〔項を加える。〕

第二十五条の二十六の七 〔同上〕

〔②・③ 同上〕

〔項を加える。〕

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

第三十六条の三十の三 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

〔項を加える。〕

第三十六条の三十の四 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

第三十六条の三十の五 都道府県知事は、報告（経営情報報告を除く。）を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三条の十八第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

② 都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。

第三十六条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の第三項の規定により、法第五十九条の四第二項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕	第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四第一項 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
〔略〕	第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三第二項 第三十六条の三十の五第一項		

第三十六條の三十の五 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三條の十八第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

「項を加える。」

第三十六条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の第三項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔同上〕	第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項か ら第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一 項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相 談所設置市の長
〔同上〕	第十八条の三十五第一項、 第三項及び第四号 第十八条の三十五の七		
第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五			

第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	
	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四第一項 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	
	中核市の市長	

第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	
	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	
	中核市の市長	

第三十六条の三十の三第二項	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の三十の四第一号	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五第一項	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の第二項		
第三十六条の三十二の四第二項		
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		

〔略〕

別表第二（第三十六条の三十の四第一号及び第二号関係）

〔一〇六 略〕

別表第三（第三十六条の三十の四第二号関係）

〔第一〇第三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十七から第十八条の三十四の四、第十八条の三十五、第二十五条の二十一の三、第二十五条の二十二、第二十五条の二十六の六及び第二十五条の二十六の七の改正規定、第五十条の二の表の改正規定（第十八条の三十四の四の四）に改める部分に限る。）並びに第五十条の三の表の改正規定（第十八条の三十四の四）を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この府令の施行の日前にこの府令による改正前の児童福祉法施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この府令による改正後の児童福祉法施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3 令和八年三月三十一日までの間は、この府令による改正後の児童福祉法施行規則第三十六条の三十の三第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

第三十六条の三十の三	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の三十の四	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の第二項		
第三十六条の三十二の四第二項		
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		

〔同上〕

別表第二（第三十六条の三十の四関係）

〔一〇六 同上〕

別表第三（第三十六条の三十の四関係）

〔第一〇第三 同上〕